

お知らせ なんたん



第4号(2の2)平成18年3月10日発行

介護保険被保険者証を4月1日から更新します

介護保険法の改正ならびに介護保険被保険者証の有効期限満了により、介護保険被保険者証が平成18年4月から新しくなります。

新しい証は3月下旬に一斉郵送しますので、受け取られたら、氏名・住所等記載内容をご確認いただき、誤りがあれば速やかにご連絡ください。

現在お持ちの証は平成18年3月31日まで使用していただき、新しい証は平成18年4月1日から使用してください。不要になった証は、証の郵送の際に同封いたします返信用封筒(切手は不要です)で平成18年4月1日以降に返却していただきますようお願いいたします。

なお、健康保険証や老人医療証等は返却されないようご注意ください。

◇問合せ先 健康課 介護保険係 TEL) 68-0006
各支所 健康福祉課 保健福祉係
TEL) 園部 68-0011 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

家族介護用品支給制度のご案内

介護用品支給制度は、平成18年4月から南丹市で統一され、次の内容になります。

南丹市に在住する要介護高齢者を在宅で介護されている方を対象とし、介護者の経済的負担の軽減をはかるとともに、在宅生活の継続および向上を図ることを目的に介護用品を支給します。

●対象者 要介護4または5と判定された市民税非課税世帯の在宅高齢者の介護者

●支給額 年額1人当たり7万5,000円以内(ただし、家族介護者交流事業を利用されていない場合は、10万円以内とする)

●対象となる介護用品

- ・紙おむつおよび尿とりパット、防水シート等排泄関係用品
- ・介護用パジャマ、介護用下着等介護衣類用品
- ・介護用手袋、マスク、エプロン等衛生関係用品
- ・ドライシャンプー、清拭剤等入浴関係用品

※旧日吉町及び旧美山町にお住まいの方については、平成18年3月31日までに申請された方に限り、合併前の要綱に基づき、支給の対象とします。(合併後の経過措置として3年間支給対象となります。)

◇申請・問合せ先 福祉事務所 TEL) 68-0007
各支所 健康福祉課
TEL) 園部 68-0011 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

機能訓練事業(リハビリ教室)の開催について

心身の機能が低下しつつある方や、医療終了後(退院してから)も機能訓練が必要な方等に、介護予防と生活機能の維持・向上、より活動的な生活を目的に機能訓練事業を行います。参加希望の方は各支所までお申し込みください。

●日時 各支所週1回程度

- ・園部支所 木曜日(午前)
- ・八木支所 月曜日(午後)
- ・日吉支所 水曜日(午後)
- ・美山支所 金曜日(午後)

●場所 各支所の保健センター ※送迎の必要な方には送迎あり

- 参加対象
- ・40歳以上で、機能回復訓練が必要な方
- ・医療終了後も継続して機能訓練を行う必要がある方
- ・老化などにより心身の機能が低下している方
- ・介護保険の要介護認定で「自立」に該当している方(要介護認定を受けておられる方は対象になりません)

●内容 機能訓練、運動指導、レクリエーション、調理実習など

●費用 無料(調理・手芸などの内容により一部負担あり)

●申込方法 申請書・医師の診断書を添えて3月中に各支所健康福祉課まで(必要書類は、各支所窓口にあります)

◇問合せ先 各支所 健康福祉課
TEL) 園部 68-0011 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

固定資産の縦覧・閲覧について

下記の日程で土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧および固定資産課税台帳の閲覧を行います。

●縦覧期間 平成18年4月3日(月)から6月30日(金)まで
(ただし、土・日・祝日は除く)

●閲覧期間 通年(ただし、土・日・祝日は除く)

●縦覧・閲覧時間 午前8時30分～正午、午後1時～5時まで

●縦覧・閲覧に必要なもの 前年度の納税通知書または課税明細書
(ない場合は運転免許証等本人確認のできるもの)

●縦覧・閲覧窓口 各支所 地域総務課 税政係

◇問合せ先 税務課 資産税係 TEL) 68-0004
各支所 地域総務課 税政係
TEL) 園部 68-0010 八木 68-0021
日吉 68-0031 美山 68-0040

注意報・警報の発表区域および基準が変わりました

京都府気象台・舞鶴海洋気象台では、平成17年10月11日の京丹波町誕生、平成18年1月1日の南丹市誕生および三和町、大江町、夜久野町の福知山市への編入合併並びに平成18年3月1日の与謝野町誕生に伴い、**平成18年3月1日**から防災関係機関および地域住民の方々の防災活動がより効果的に行えるよう、京都府の注意報・警報の発表区域を下記のとおり変更しました。

<京都府の注意報・警報の発表区域> ※3月1日から変更しています。

	旧区域	新区域
北部	●丹後(宮津市、京丹後市、岩滝町、野田川町、加悦町、伊根町) ●中丹西部(舞鶴市、福知山市) ●中丹東部(綾部市、和知町、美山町)	●丹後(宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町) ●舞鶴・綾部(舞鶴市、綾部市) ●福知山(福知山市)
南部	●南丹(園部町、八木町、日吉町、丹波町、瑞穂町) ●京都・亀岡(京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町) ●山城中部 ●山城南部	●南丹・京丹波(南丹市、京丹波町) ●京都・亀岡(京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町) ●山城中部 ●山城南部

また、注意報・警報の基準についても次のとおり変更しました。

<大雨・洪水注意報および警報 発表基準>

区域	種類	1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量
南丹・京丹波	注意報	30ミリ以上 (ただし、総雨量 70ミリ以上)	70ミリ以上	110ミリ以上
	警報	50ミリ以上 (ただし、総雨量 100ミリ以上)	100ミリ以上	170ミリ以上

◇問合せ先 京都府気象台 TEL) 075-841-3006

《八木支所各課・係への問合せ先について》

『お知らせなんたん』の八木支所各問合せ先については、各課・係へ直接つながる直通番号を案内しており、八木町内から直通番号に電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。

なお、八木町内から八木支所「42-2300」に電話をしていただければ、必要な部署(本庁・支所の各課・係等)へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。

通話料金は、市内通話の場合は昼間3分8.5円、市外通話の場合は昼間3分20円となります。